

令和7年度備前市立日生西小学校校内ルール

1 信頼される学校づくりのための7つの行動指針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教職に携わる者としての自覚や使命感、強い自制心を持つこと。(2) 法令を順守し教育公務員として服務規程の徹底に努めること。(3) 常に自分自身の資質・能力の向上に努めること。(4) 常に人権感覚を磨き、全ての人の人権について十分な注意を払うこと。(5) 児童生徒及び同僚間のよりよい人間関係づくりに努めること。(6) 常に連絡・相談・協力を行いチームとして対応することに努めること。(7) 児童や保護者、地域等の願いや要望を真摯に受け止め、地域貢献に努めること |
|--|

2 信頼される学校の実現のために

- ① 生徒指導に関して【日生西小学校携帯電話等の利用規程】
 - ・児童への指導等を行う場合は、密室を避け、できるだけ複数で行うこと。
 - ・児童や保護者への連絡は、原則として学校携帯を使用して行うこと。
 - ・児童及び保護者とは、私的なメールやLINEなどのSNSを利用しないこと。
 - ・児童や家庭・地域からの相談には、できるだけ迅速に誠意ある対応をすること。
 - ・児童や家庭・地域からの相談や情報提供は学校をよくするチャンスと捉え指導に生かすこと。
- ② 個人情報の管理に関して【個人情報取扱規程】
 - ・児童の個人情報の取り扱いに関しては、校内であつても十分に注意をすること。
 - ・原則、個人情報の持ち出しを禁ずる。
 - ・家庭訪問等、業務上やむを得ず校外へ持ち出す場合は、事前に管理職の許可を得て個人情報持ち出し簿へ記入し、使用後は所定の場所に戻すこと。
- ③ 交通に関して【備前市教職員服務規程】
 - ・法令を順守すること。特に飲酒・酒気帯び運転は絶対にあってはならない。
 - ・前日遅くまで飲んだ場合は、タクシーや公共機関など利用すること。
 - ・自動車等を運転する予定がある人には、絶対に飲酒は勧めないこと。
 - ・安全運転を心がけるため、時間的な余裕をもって出発をすること。
 - ・事故発生時には、適切な対応をとること。
- ④ 人権に関して【人権教育全体構想図 児童虐待防止法 いじめ防止対策推進法】
 - ・教職員や児童を常にかけがえのない存在として誠意ある対応をすること。
 - ・常に保護者の気持ちにより添い相談に乗り、児童の教育に取り組むこと。
 - ・いじめは絶対に許さないという強い意志で、日頃からいじめ防止に取り組むこと。
 - ・セクハラ・パワハラ・わいせつ行為は許さざるべきものとして対応すること。
- ⑤ チーム日生西の実現に関して【備前市教職員服務規程】
 - ・「すべては子供たちのために」を合い言葉にチームとして教育に当たること。
 - ・「あれっ、大丈夫？」など教員間の声かけを大切にすること。
 - ・常に研鑽に努め、お互いを高めあう集団になるために努力し続けること。

参照

備前市立学校管理規則，個人情報保護法，児童虐待防止法，いじめ防止対策推進法
日生西小学校危機管理マニュアル，個人情報取扱規程，携帯電話等の利用規程

校内相談窓口：教頭、養護
